

## 裁判員経験者意見交換会議事録

1 日 時 平成29年2月2日（火）午後3時00分から午後5時00分  
まで

2 場 所 大津地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者等

裁判員経験者 7人

司会者 小野裕信（大津地方裁判所判事）

裁判官 川上宏（大津地方裁判所部総括判事）

検察官 平山峻（大津地方検察庁検事）

弁護士 佐武直子（滋賀弁護士会所属弁護士）

司法記者クラブ記者7人

4 議事要旨

**司会者：**大津地方裁判所刑事部の裁判官の小野でございます。本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、裁判員経験者の皆様の活発な意見交換をお願いしたいという点に加えて、参加していただいております法曹三者の方におかれましても、裁判員経験者の方からの質問に適宜お答えいただいたり、あるいは、裁判員経験者の方の御発言に関して、お聞きになりたいことがあれば、積極的に御質問いただければと思っております。

まずは、法曹三者の方々から簡単に自己紹介をいただければと思います。

それでは、まず平山検察官お願いいたします。

**検察官：**今、御紹介いただきました大津地検の平山と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

このような貴重な機会に参加させていただきまして、本当にありがとうございます。今後の検察庁での裁判員裁判への対応について、本日の話を参考に取

り組んで参りたいと思いますので、皆様の貴重かつ率直な御意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**司会者：**続きまして、佐武弁護士お願いいたします。

**弁護士：**滋賀弁護士会の弁護士で、佐武と申します。本日はよろしく願いいたします。

このような場に出た貴重な御意見を弁護士会に持ち帰って検討し、改善していきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

**司会者：**最後に川上裁判官お願いいたします。

**裁判官：**大津地裁刑事部で裁判長をしております川上です。よろしく願いします。大津の裁判所におきまして、約3年間裁判長として裁判員裁判を担当して参りました。本日御出席の皆様が担当した事件につきましては、全て私が担当した事件になります。

本日は、法廷における検察官や弁護人の主張立証活動のみならず裁判所の評議のあり方などにつきましても、皆様から率直な御意見をお聞きできる非常にいい機会だと思っております。評議の際にもお願いしたように、本日も積極的に御意見を言っていただければ、幸いに思います。どうか、本日はよろしく願いいたします。

**司会者：**それでは意見交換に早速入らせていただこうと思います。裁判員経験者の皆様につきましては、こちらから順番に1番さん、2番さんと番号で呼ばせていただきますので、御了承いただければと思います。

さて、今回の意見交換会は、実際の法廷における検察官、あるいは弁護人の主張立証活動を、皆さんがどのように受けとめ、感じられたかという点、それから、評議室で裁判官と行った評議を皆さんがどのように受けとめ、感じられたかという2点を大きなテーマとして進めて参りたいと思います。

それでは、まず最初に、皆さんが、それぞれどのような事件を担当されたのかということ、私から御紹介させていただきます。それに引き続きまして、

裁判員裁判を経験したことについて御意見や御感想を簡略にお話をいただいて、その後、少し突っ込んだ本題に入っていくという形で進めさせていただこうと思います。

まず、順番に参りますけれども、1番さんの事件について、若干御紹介をいたしますと、殺人の事件でした。当時、4歳と8歳の実子をひものようなものを首に巻いて、絞殺したという事案でした。

それでは、1番さんから裁判員裁判を経験しての御意見、あるいは御感想をお願いできればと思います。

**裁判員経験者1**：最初に裁判員に選出されたというか、お知らせが来たときは、びっくりしたんですけれども、いろんなところから聞くと、証拠写真とか、いろんな写真を見せられて、気分が悪くなったという方もおられますし、ちょっと躊躇したんですけれども、言い方は悪いですけど、せっかくの機会ですので、参加したいなと思って、参加させていただきました。

私が参加させていただきました事案の被告人は、今、言われましたお子さん二人を殺されたんですけれども、それをまるっきり覚えていないという方なので、そういう方の、判断というか、判定というのかは、すごく難しいなと感じました。

**司会者**：引き続きまして、2番さんの事件ですけれども、強制わいせつ致傷などの事件でした。主な事件といたしましては、歩いている女性の後ろから自動車ですら近づいて、運転席の窓から女性の乳房を触って、その際に、抵抗して転倒した女性にけがをさせるなどしたという事件です。

2番さんの裁判員裁判を実際に経験されての御意見、御感想をお願いいたします。

**裁判員経験者2**：最初に裁判員を御依頼いただいたときに、事件の概要をお聞きして、裁判員裁判は、非常に重大事件が多いと思っておりましたので、今回の案件が、わいせつ致傷という裁判員裁判の対象裁判としては軽いもので、ちょ

っと安堵したというのが、第一印象でした。

ただ、実際に裁判が始まってみると、被告人には被告人の事情があつて、また、被害者には被害者の置かれた状況があつて、事件に重いも軽いもないのかなど。裁判員裁判は4日間という非常に長い期間でしたが、その中で、いろいろな方の御意見をお聞きする中で、自分の中での倫理観なども改めて見つめ直すような、非常に濃い時間であつたと思っています。

**司会者**：続きまして、3番さんの事件ですけれども、傷害致死の事件でした。実の父親に対して、その頭を殴る、あるいは、踏むなどの暴行を加えて、傷害を負わせ、翌日死に至らしめたという事件です。

3番さんの裁判員裁判を経験されての御意見、御感想をお願いします。

**裁判員経験者3**：最初、裁判員に選ばれたと聞いたときには、すごくハードルが高いという印象があつたので、どうしたらいいかなと思つていたんですが、いざ、裁判にかかわっていくと、自分が思つていたよりも、こういう言い方はどうなのかわかりませんが、ハードルが低いというか、すごくわかりやすく説明していただいたりした中で、自分でもできるんだなという思いを持ちました。

その中で、自分が担当したのは、家族の事件なので、すごく、量刑なり、そういう部分で、自分の中で葛藤した部分があつたというのを覚えています。そういう部分もほかの裁判員さんとの意見交換の中から自分の主張を通してというか、曲げずに判断していったということも覚えています。

**司会者**：4番さんと5番さんの事件は共通の事件でして、強制わいせつ致傷の事件でした。自転車に乗っていた10歳の少女に対して、わいせつな行為をしようとして、後ろから抱きかかえて、近くの水路に逃げ込んだものの、通行人に発見されるなどして、わいせつの点は未遂に終わったけれども、その際にけがをさせたという事件でした。

では、まず4番さんの御意見、御感想をお願いいたします。

**裁判員経験者4**：裁判員候補者に選ばれて、私もびっくりしたんですけども、身

の回りにそういう経験者が1人しかいない。私が、知る限り2人目ということですし、聞くところによりますと、確率的には、1万人に1人だという話も聞きましたので、絶好のチャンスという認識で、この場に臨みました。

また、被告人という立場でなく、合法的に裁判を体験できるという点も非常に魅力だったんで、そこは、ちょっと興味本位で、少し誤解があったらいけないんですけど、そういう意味でも非常に楽しみにして参加させてもらっています。

参加した感想を、三つほど挙げますと、まず一つは、評議しているときには、かなり喧々囂々になるのかなと思ったんですが、そうでなくて、先ほど3番の方がおっしゃられたように、非常に平易に私たちのレベルまで降りていただいて、ソフトにその場を作っていただいたということで、非常にその点では、感謝し、逆に言うと、それぐらいでいいのかなという感じもしました。

2点目は、こういう司法にかかわる方々の、物の見方、判定の仕方、考え方というのが、ある程度、それぞれで垣間見られたかなと思っております。それぞれの置かれる立場において、非常にプロ意識も高い、反面我々アマチュアには優しくという両面が見えて良かったかなと思います。

最後になりますけど、実際に法廷に入って、やっぱり裁判官の方々の物理的な高さとか、目の位置が、下を見てっていうんですかね、視線がそういう形になるので、自分の気持ちも一つ上に合わせて上がっているような、そういう気にさせられた。そういう、法廷の造りにも何となく、裁判というものの中身を感じる事ができたと思います。

**司会者**：続きまして、5番さんの御意見、御感想をお願いいたします。

**裁判員経験者5**：裁判員に対して、非常にお金では買えない貴重な経験をさせていただいたと思っています。

今も出ましたけども、普通の人にとっては、裁判そのもの自体が余り身近にあるものじゃないので、そういったものを体験できるということで、最初は興

味本位というか、一回はこういうものを経験してみたいなというところに来ました。

終わってからもやっぱり会社などから、どんなだったと聞かれたんですけど、周りの人の中には、一回は経験してみたいなという人も多かったですね。

あと、案件については、ここにいらっしゃる方の中では、比較的軽微だったとは思いますが、2番の方がおっしゃられたように、最初はそう思っていたんですけど、やっぱり討論が進めば進むほど、それなりに両方いろいろなものを考えているなど非常に感じるようになりました。

それと、もう一つ、親という立場を、いつまで経ってもやっぱり感じていかなきゃなんない責任感があるということは、痛切に感じさせられました。

**司会者：**続きまして、6番さんの事件ですけれども、これは殺人未遂の事件でした。夫に対して、殺意をもって、刃物で脇腹を一回突き刺したものの、けがをさせるにとどまって、殺害を遂げなかったという事案です。

6番さんの裁判員裁判を経験されての御意見、御感想をお願いいたします。

**裁判員経験者6：**最初に裁判員の通知が来たときに、皆さんと一緒にこんな経験ができることはないというのが、まず一番にありました。それで、絶対参加しようとは思っていましたが、参加してみて、いろんな裁判の進め方とか、そういうのも経験できて、すごく良かったと思っています。

それと、評議をする場所で、評議するときに、上手に裁判官の人が話を盛り上げてくれるというか、話しやすい雰囲気を作ってくれていたのが、殺人未遂事件といいながら、評議の状態というのは和やかに結構進められたかなと思います。裁判官の方が3人おられて、その雰囲気作りを、すごくしてくれて、やりやすかったですね。評議の進め方とか、内容とかというのを上手に意見を引き出してくれるのが、すごくやりやすかった、いい経験ができたなと思いました。

実際に話していても、裁判員同士でしゃべっていても、殺人未遂であるけど、

殺人事件とかっていう重たい事件じゃなくて良かったなという意見もあったし、その内容が結局は、夫婦げんかの延長で、殺人未遂みたいなことをしてしまったという事件だったんで、軽いわけではないんですけど、そういう事件で良かったという認識がありました。

あと、最後に僕が思ったのは、判決を裁判長が言い渡したときに、ほんとにその人が、反省して、今、更生しているのかな、もう半年とか経つんですけど、ほんまにやってくれているのかなというのが、ちょっと今でも気になっているところですね。

**司会者**：最後に7番さんの事件ですけれども、現住建造物等放火の事件でした。

多数の人が、実際に暮らしている集合住宅の一室において火を放ち、被告人の部屋を全焼させたという事件でした。7番さんの裁判員裁判を経験しての御感想、御意見をお願いいたします。

**裁判員経験者7**：皆さんと同じく、私も、最初は、通知が来たときは、ほんとにびっくりしまして、でも、選ばれたからには、何か使命感みたいなものがあって、もし選任手続の場で、実際に、コンピュータ抽選で抽選されても、なったらなっただ、それは何か使命だと、自分に言い聞かせていました。

そして、最初どんな事件かというのをプリントしたものに目を通したときに、現住建造物の放火だったんですけれども、どなたも死者の出る事件ではなかったんで、すごく安心したことを覚えております。

私は中小企業の会社員なんですけれども、会社の中でも、こういった事例は初めてで、総務に有給じゃなく、特別休暇扱いでしてほしいということを申請したら、あっさり了解を得られましたので、会社の中でもちゃんと制度として、これから定着することができましたし、昼礼が、いつもお昼にあるんですけども、そちらでスピーチというのが、一人一人回ってくるんですけども、そちらのスピーチで、自分の順番の際に、裁判員裁判を経験したことをお話しさせていただきまして、どういった雰囲気の中で、まず抽選から公判まで至る全

体的な流れですとか、あと、裁判所のホームページにどういった日程で、どう  
いう裁判員裁判が行われているということが公表されているとか、そういうこ  
とも私自身が今回、経験させていただいて、初めて知ることが多かったので、  
そういった内容も、会社の中だけなんですけれども、伝えさせていただき、広  
めさせていただきました。

本当に、一つの裁判にかかわっているたくさんの方々の、プロとしての対応  
が素晴らしかったので、それが、自分の中でもぜひまねてみたい、意識的な部  
分で、すごく参考にさせていただきました。

**司会者：**では、本題に移らせていただきます。検察官、弁護人の主張立証活動に  
ついてという話題でお話をさせていただこうと思います。

まず、検察官、弁護人の冒頭陳述のわかりやすさという話題です。裁判の手  
続を思い出してみますと、最初に冒頭手続ということで、検察官が起訴状を朗  
読したり、あるいは、被告人が罪状認否をして、引き続いて、検察官や弁護人  
の冒頭陳述ということで、双方から事件に関する説明があったかと思います。  
その部分につきまして、まず最初に、お伺いしたいと思います。

まず大きな質問かもしれませんが、検察官、弁護側双方の冒頭陳述を  
聞かれて、事件の見立て、あるいは、検察官や弁護人が、獲得目標としている  
もの、あるいは、判断のポイントになると考えている事実関係というのは、わ  
かりやすかったでしょうか。それとも、わかりにくかったでしょうか。こうし  
た方がいいんじゃないかというようなところも含めて、御意見、御感想を伺え  
ればと思います。1番さんの方からよろしくお願いします。

**裁判員経験者 1：**私が参加しました裁判は、我が子二人を殺してしまうという裁  
判ですが、当たり前のことかもしれませんが、弁護士さんとしては、で  
きるだけ罪を軽くしたいという思いが伝わってきましたし、検察官さんの方と  
しては、事実、ありのままを、割とわかりやすく教えていただきましたので、  
わかりやすかったと思います。



**司会者**：弁護士さんの方は、罪を軽くしようとする意識があるなというのと、検察官の方が、事実関係の説明をされているな、という御印象ということですね。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：2番の方はいかがでしたか。

**裁判員経験者 2**：わかりやすかったかどうかと言われたら、非常にわかりやすかったと思います。ただ、それぞれのお立場があって、同じ事件でも、口調とか、説明の仕方、言葉尻ですね、そういうもので、やっぱり受ける印象は、違うものだなと思いました。

内容については、どちらもわかりやすかったと思います。

**司会者**：今、内容についてはわかりやすかったというお話ですけど、逆に、口ぶりとかについては、ちょっと問題があるかというような御指摘の感じだったかなという気がしたんですけど、どういった辺りでしょうか。

**裁判員経験者 2**：検察の方は、罪を迫及するという、お立場でお話をされているというのは、ひしひしと感じましたね。

で、弁護士の方は、やっぱり、情状に訴えるというか、そういう言い回しも多かったんじゃないかなと思います。

**司会者**：それでは、3番の方から、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 3**：弁護士さん、検察官のイントロ部分では、すごくわかりやすくされていると思います。それと思ったのは、一つの事例の中で、検察官、弁護人の部分での量刑という部分での差がだいぶあるんだなと思いました。

やっぱり立場的な部分で、弁護人の方は、罪を軽くしようという部分が働いていて、検察官側は、罪を立証するという部分の意識が働いていて、そういう差が出てくるのかなと思って、立場によって、もしこれが入れ替わっていたら、また違う意見になっていたのかなと思いながら、検察官、弁護人という立場によって、物の見方がちょっと違うんだなと思いました。

**司会者**：わかりやすいという御意見ばかり頂戴しているところではありますが、

もし何か改善すべき点などがございましたら、これも教えていただければと思います。

4 番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：印象しかないんですけども，検察官の方については，事実を淡々と，多くを語らず，被告人の答えを引き出しているという印象です。

弁護人の方については，被告人の立場というか，その状態がちょっと弱くなっていることも踏まえて，少しその負担をわかつというか，そういうことで，問いかけているような語り口という印象です。

いずれにしても，先ほどからも話が出ていますように，言葉とか中身については，非常にわかりやすいんですけど，私を感じたのは，その事実とか事実関係を質問しながら，質問と質問の間の行間に，考えさせるようなことがあって，そういう意味では，非常に難しい。その質問の並べ方も，いろいろ考えていけないといけないのかなと，難しかったです。

**司会者**：少し確認したいと思うんですけども，一番最初の冒頭陳述，双方の事件の見立てを話す中で，質問みたいなものの投げかけがあるような形の冒頭陳述だったのでしょうか。どういった背景があるのか見てくださいという。

**裁判員経験者 4**：冒頭陳述については，ちょっと法務的な言い回しもありますけども，非常にそれはわかりやすかったです。今申し上げたのは，実際に審判に入るといいますか，そのときの被告人質問に対することを，申し上げたんで，誤解があったかもしれません。

**司会者**：では，引き続きまして，5 番の方から，まず一番最初に裁判が始まったばかりで，緊張されている状態で聞かれたんじゃないかなと思いますけれども，その点で，わかりやすかったかどうかとか，ありますでしょうか。

**裁判員経験者 5**：皆さん，わかりやすく説明していただいていたとは思いますがよ。

ただ，論点を，裁判官の人は，通常業務なんで，それで趣旨は理解できるの

かもわかんないですけども、我々素人に対して論点を理解してもらえるようなものであったかということについては、ちょっと疑問符ですね。通常一般の企業だと、商品売るために会社の営業に対して、訴求しなきゃなんない。その営業は、また、スーパーなりクライアントに対して、その商品売り込むために、ほれこまなきゃなんないというところで、徹底的に理解してもらってという部分があると思うんですけど、裁判員に対して、そういうところがちょっと。内容はわかりやすかったんですけども、判断し得る理解まで到達している内容であったかという、私はちょっと疑問であったと思います。

**司会者：**少し補足して、私の方から伺いたいと思うんですけども、民間だったら、要は自分の商品売り込むような工夫をされているということ、伺ったかと思うんですけども、逆に検察官、あるいは、弁護士さんの方から主張売り込むために、こういう工夫も考えられたんじゃないのかなと、何か御覧になってお感じになったことはありますか。

**裁判員経験者 5：**要は究極のプレゼンだと思うんですよね。それに見合った、この人たちにこれを訴えたいというもの、わかりやすさで言えば、5つも6つも7つもいろいろ並べてもらって、話はしてもらっているとは思いますが、特にこれを理解してもらいたい、訴えたいという部分については、結構散漫になっていたんじゃないかなという気がします。

**司会者：**本当はその点が伝わりにくかったという。

**裁判員経験者 5：**そうですね。

**司会者：**では、6番の方、冒頭陳述につきまして何かございましたら、よろしくお願いたします。

**裁判員経験者 6：**初めての経験だったんですけど、資料がA3でカラーで印刷されて、多分、検察官は平山さんだったと思うんですけど、弁護士も佐武さんで、しゃべり方というのは、すごく聞きやすいし、ちゃんとしゃべられるし、でも、その内容が理解できていなかったとしても、後で評議の場で、裁判官の人が、

こういうことを言いたいんやというのを、かいつまんで教えてくれるので、そこは、裁判員に訴えかけるまで検察官がしゃべらなくても、僕はいいのかなと思ったりも、ちょっとしました。

**司会者：**冒頭陳述ということで、7番さんの方から、御意見、御感想等ございましたら、よろしくをお願いします。

**裁判員経験者7：**検察官の方は、すごくわかりやすく話されていたと思います。弁護人の方は、冒頭陳述のときだったかどうかは、はっきり覚えていないんですけれども、この事件で一番の被害者は誰でしょうかと問われて、私は、放火で燃えて、住居を移らざるを得なくなった周りの方々、煙を吸い込んで、それから精神的にダメージを受けられたお子様方、そういう方々と思っていたんですけれども、その弁護人の方は、一番の被害者は、家族じゃないでしょうかということで訴えられたのが、ちょっと突っ込みたくなりました。

あと、てんかんという概念についての資料が、文章はちょっとわかりづらかった。古い資料から抜粋されていたのかなという印象がありまして、素人にはわかりづらかったところがありました。

**司会者：**冒頭陳述の関係で、少し補足して伺えればと思いますが、6番の方から、資料がA3のものでというお話が出ていたかと思うんですけれども、冒頭陳述の資料を御覧になって、ちょっと量が多かったなとか、あるいは、量が少なかったのかなとか、もっとこういうのがあるとわかりやすいのになと、そういった御意見や御感想をお持ちの方、どなたかいらっしゃいませんか。

文字のフォント等いろいろあるのかもしれませんが。

**裁判員経験者1：**誠に申し訳ないんですけれども、そういうものが多かったか少なかったかと言われても、何せこちらは、初めてなもので、大体の裁判というものでこれだけの資料があるものなのかは、そのときしかわかりませんので、答えられないと思います。

**司会者：**ほかの方、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

**裁判員経験者 6**：僕はA 3で1枚で、それにまとめられている分で十分だと思います。2枚も3枚もあると、やっぱり見られないですから、論点までまとめられてA 3で検察側と弁護士側が、1枚ずつでいいのかなと、僕は思いました。

**司会者**：そのほか、どなたか御意見ございますでしょうか。

**裁判員経験者 5**：先ほどの話にちょっと関連するんですけど、確か裁判の中でも、プロジェクターを使われていましたね。検察と弁護の方のお話しされているときに、確かプロジェクターを使っていたと思うんですけども、先ほどありましたが、プレゼンの資料からやっぱりパワーポイントなんかで、例えば、見映えをよくしろっていうんじゃないくて、論点をまとめたものを、ぽっと出すような形、私の印象だとプロジェクターを使った資料は、手書きに近いようなエクセルかなんかで、ぱぱぱと打ったような形のを羅列しただけのものだった気がするんで、その辺は、口で言うのも大切かもわからないですけど、目に訴えるということなんかも、あってもいいんじゃないかなという気はしました。

**司会者**：今、5番さんの方からプレゼンの、パワーポイントの方法などについて、少し工夫の余地があるんじゃないかというお話をいただきましたけれども、平山検察官、あるいは、佐武弁護士から、工夫されている点、あるいは、何かございましたら、いただければと思います。

**検察官**：冒頭陳述に関しては、こちらもほんとに、一番最初に皆さんが、具体的な事件の内容であるとか、争点を知る機会になると思いますので、わかりやすさは、それなりに重視して心がけています。先ほどお話にもありましたけれども、A 3ないし、A 4で1枚、争点が多くなるとどうしても、そこに収まらない事件もないわけではないんですが、その中で、最初にいきなりわかりにくくすると、そこから先が進まないという状況になってもいけませんから、できる限り、その点を重視しているつもりで、検察庁では、冒頭陳述の要旨については、カラーで、見やすさも一応は重視して、事前に準備をさせていただいていますが、それが皆さんにどう伝わったかというのは、本日の意見も含めて参考

にさせていただければと思います。

**弁護士：**日弁連の研修では、冒頭陳述の段階というのは、裁判の最初の方で裁判員の方が、まだ緊張されていて、そわそわとしているような段階なので、まずは、事件の大まかな事実関係や、流れだけを頭に残していただいたらいいという考え方で、私などは理解しております。

本日の御意見では、もうちょっとポイントとなるところを、メリハリをつけた方がいいという意見も出てまして、それは大いに参考にさせていただきたいなと思いました。

それから、ビジュアルエイドの活用なんですけど、正直、弁護士会としてというより、弁護士個人の力量になってきまして、検察庁のような美しい、きれいなA3で1枚ものにできているかということ、本当にそのときの弁護士の技量によって、私もそうなんですけど、かなりだめな方なんです。これをどう弁護士会として底上げをしていくか、これは、これからの課題だと思います。A3で1枚で、一覽して、わかりやすいもの、それは、これから進めていきたいなと思いました。

**司会者：**では、冒頭陳述の件につきましては、以上ということで、次の話題は、証拠の取り調べということで、お伺いしたいと思います。証拠の取り調べにつきましては、大きく分けて、証拠書類を取り調べるというものと、直接人に聞いてみるというものがあります。

証拠書類の取り調べは、多くは捜査段階で作られた証拠書類のお話を聞いたりと、書面を見たりというものであります。

それから、人からお話を聞くという場合につきましては、検察官や弁護士の方から質問があったり、場合によっては、裁判員の方からも直接質問していただけるというものであります。

まず、証拠書類の関係と、証人の関係と、二つあるわけですがけれども、まず証人が余りいなかった事件の方から証拠書類の関係でお伺いしてみたいと思

います。

具体的に申し上げますと、2番の方の事件、あるいは、7番の方の事件では、事実関係についての証人はいなかったと記録に残っております。そうしますと、検察官の証拠書類の説明を聞いて、事件の把握がしやすいか、つまり、犯行の態様であるとか、結果がよく伝わったかどうかというところは重要なポイントになろうかと思うんですが、この辺りは、いかがでしょうか。

また、場合によっては、直接誰かから話が聞きたかったなというのが、もしあれば、その辺りも含めて、御意見、御感想をいただければと思います。

では、2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：事件そのものが、1年近く経っておりますので、ちょっと私の記憶も曖昧なんですけれども、どちらの方から提供された証拠書類だったか、もしくは、評議の際に裁判官の方から提供された資料だったかと思うんですけれども、わいせつ致傷の事案でしたので、被害者がどういった時間帯に、どういった場所で、どういう方向から襲われたかというのを、地図上で、また、その時間帯の住宅街だっりの写真などを見せながら、こういうところで、こういう角度から襲われたら、どういう気持ちができるかとか、それがいかに危険な行為であったかというのを、いろんな角度から、文書を見るだけではなく、そういった周りの状況から説明いただけたというところで、非常にわかりやすかったかなと思います。

冒頭陳述で、文書からだけとなると、どうしても、イメージがわかenかった部分があるので、やはり写真が重要かなというふうに思いました。

**司会者**：今、写真が重要かなという御指摘があったんですけれども、それは、必要な書類が十分にあったなという御趣旨なのか、それとも、少し足りなかったのかなという御趣旨なのか、その辺りは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：文書だけで、5時ごろとか、住宅街で、背後からというふうに説明を受けてイメージする内容と、実際の地図を見ながら、その事件が発生し

た日付の5時ぐらいがどういう状況であったかとか、そういうところを視覚に訴える内容であったというのが、より理解が進んだところかなと思います。

**司会者：**では、証拠書類の関係で、7番さんから、てんかんに関する文献、医療文献だったと思いますが、古くてわかりにくかったという御指摘もあったんですが、その点を含めて、証拠書類の説明の関係で何か御意見、御感想ありますか。

**裁判員経験者7：**燃えてしまった跡の写真が何枚かあったんですけども、ほぼ真っ黒で、特に位置関係を調べる際の火災報知機があった場所が、どこら辺だったかというぐらいのもので、あとはすごい燃えたなという印象ぐらいしか余りなくて、奥さんとの口論の末、かっとなって、火をつけてしまったという流れなんですけれども、奥さんは止められなかったのかとか、火災報知機を押すまでに時間がどれぐらいだったのかとか、頭の中で、時系列にして整理するのがすごく難しかったです。

燃えているのをしばらく見ている時間は、何分ぐらいだったのかとか、奥さんとその被告人の方の時間の感覚の表現のずれもありましたので、そこで全焼に至るまで、そして、意識を失い、被告人の方を玄関まで引っ張り出したという辺りがどういう順番でそうなっていったのかということが、すごく難しかったです。

**司会者：**そのほかの皆さんも、証拠書類ということでは御覧になっているかと思うんですけども、何か証拠書類の説明を受けられたところで、御意見、御感想等ございましたら、お教えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

まず、証拠書類の関係になるのかもしれませんが、1番さんの方から、最初の御紹介のところで、証拠写真とかで怖いものがあつたら困るなど選任される前に思っていたと伺いましたけど、実際はいかがだったのでしょうか。その辺りを教えていただければと思います。

**裁判員経験者1：**実際は、イラストで表してくださっていましたので、それほど



生々しくは思わなかったんですけども、実際犯行が行われたお家の写真も、各方面から撮ったり、間取りなんかをきちんと、全部出しておられましたんで、大体頭の中で、ここら辺のあれやったんかなというのは、想像できました。

**司会者：**今、1番の方から、イラストという御指摘があったかと思うんですが、確か、これは、御遺体の状況といいますか、発見されたときのものがイラストになっていたものだったかなと思うのですが、それを御覧になって、これはちょっと見られないわとか、そういうところは、ございましたでしょうか。

**裁判員経験者 1：**いえ、そういうところは別にありませんでした。イラストで十分でございました。

**司会者：**では、証拠書類の話から移りまして、証人尋問について、伺わせていただければと思います。

幾つかの事件で、証人尋問、事件に関する証人尋問が行われた事件というのがありました。

まず、1番の方、続けてなんですけど、精神科医の方二人が尋問されるという、なかなか珍しい事件を経験されたということになるのですが、お医者さんお二人のお話を伺うというのは、わかりやすかったでしょうか。それともわかりにくかったでしょうか。

**裁判員経験者 1：**正直申しまして、専門的な言葉になると、わかりにくいところもあったんですけども、大まかでこういう症状だったんじゃないでしょうか、だから、こんな事件を起こしたのかもしれないし、それに対しての、情状酌量の余地があるとか、心神耗弱とかそういうのが値するとか、そういうことを説明されるお医者様と、それと検察側のお医者さんとしては、真向からではないですけど、こういうことは、こういう病気ではないんじゃないかというような、反対みたいな感じで、お互いお医者さんとしての意見を聞くことは、ある程度わかりました。余り専門的なことになってくると、ちょっとこちらもわからないんですけども、いろいろ表を出したりしていただいたんですけど

も、細かいところまではわからないなりに、こちらの検察側の言われておられるお医者さんの意見、弁護士さん側からのお医者さんの意見として聞いた場合、大まかにはわかりました。

**司会者**：表などを使いながら、一番大事な概略がわかるような形で、説明をしてもらえたと、こんな感じでしょうか。

**裁判員経験者 1**：はい、そうです。

**司会者**：3番さんが担当された傷害致死事件では、いきさつですとか、現場の状況につきまして、被告人の奥さんだったかと思えますけども、証人尋問が行われていたかと思えます。証人尋問、あるいは、被告人質問というところをお聞きになって、わかりにくい点がございましたら、どういうふうにすれば良かったのかなということも含めて、お伺いできればと思います。

**裁判員経験者 3**：私も、もう1年近く前になるんで、そんなに鮮明に覚えてはいませんが、証人尋問の部分ですが、奥さんの方が証人尋問で立たれたんですが、その奥さんの立場というのが、加害者側でもあり、被害者側でもあるという部分で、証人尋問の部分で、いろんな話をされていたというふうに思うんですが、その部分で、どちらの立場を加味をすればいいのかなと、おっしゃられていることに対して、裁かれる側の奥さんという部分と、あと、亡くなられた方が義理のお父さんという立場で話されていたんで、その部分で、おっしゃられることは、いろいろあったんですが、どこをどうとっていいのかというのが、自分の中では、すごく難しかったかなという部分がありました。

**司会者**：6番さんが、担当された殺人未遂事件では、被害者の方から直接話を聞くということで、証人尋問があったかと思えます。この尋問、あるいは、それとおそらく言い分が違うと思う被告人に対する質問についてわかりやすかったかどうか、もし、良くないとすれば、どういうふうにすれば良かったのかなど、御意見を伺えればと思います。

**裁判員経験者 6**：確かに殺人未遂という事件だったんですけど、奥さんに刺され

た本人、御主人が、検察側の証人として出て、嫁さんを許してやってくれって  
というような感じだったんで、御主人が許してやってくれって言っているんだっ  
たら、もう情状酌量でいいんじゃないのというような感じはしました。

**司会者**：実際の事件の現場で、被告人がどういう動きをしたかという辺りは、お  
話を聞いてわかりやすかったでしょうか。

**裁判員経験者 6**：はい、それも、評議のときだったかな、プロジェクターでちゃ  
んと写真で、外観から家の中の全部の写真、各部屋の写真とか、そこまで全部  
写して、その家庭の状況とかを、わかるようにしてくれて、ここからこう移動  
して、こういうふうに刺して、振り向いたときに刺したんだ、いや、当たった  
んだとか、そういう表記だったと思いますね。それに関しては、わかりやすか  
ったですね。別に、違和感はなかったです。

**司会者**：例えば、その体勢がわかりやすいような補足する写真とか、イラストみ  
たいなのは、あったんでしょうか。

**裁判員経験者 6**：実際に立っている玄関で振り向いたという、写真はあったと思  
います。

**司会者**：あと、4番と5番の方につきましては、自閉症スペクトラム障害の専門  
家の方の証人尋問があったと伺っております。専門家の証人ということで、そ  
の辺りお話を聞かれていかがだったでしょうか。御意見、御感想をいただけれ  
ばと思います。

**裁判員経験者 4**：その障害の説明をされていると思うんですけど、私自身、持病  
というんですか、それによる罪の軽減みたいなところって、余り私、賛同して  
いない方なんで、その証人尋問につきましては、それほどの意義があったのか  
なという、そんな感想です。

**裁判員経験者 5**：裁判に出てくるんだったら、もう少し事件の案件を勉強してき  
てから出てきてほしかったなというのが、印象というよりも、希望ですね。

**司会者**：前提になる事件の情報を余り御存じない。

**裁判員経験者 5**：余り御存じなくて、こういう事件は起こしませんというような話でしたから、事件を起こしたという前提に立って話をされていなかったんで、その辺は、席に立つのであればもう少し、責任を持って話をしてほしいなと思いました。

**司会者**：4番や5番の方から、聞く必要があったのかという御疑問だとか、聞くのであれば、もう少し、前提がというお話があったかと思うのですが、逆に、こういう人の話を聞いてみたかったなというところは、どなたかございますか。

直接この人から話を聞くと、事件のことがよくわかったのになと思うような方、ありましたか。

**裁判員経験者 6**：娘さんという人がいたのですが、娘さんは、そのとき出廷できなかったということがあって、その人の意見を聞きたかったと思いましたね。

**裁判員経験者 7**：被告人の方の娘さんも、手紙を読まれたんですけども、それは何か月か前の手紙であって、その裁判の時点での実際の手紙ではなかったので、その時点でどういった考えをされているのかというのも知りたかったです。

**司会者**：6番の方の事件も7番の方の事件も、背景に親族関係のトラブルなどがあるので、もう少し関係者、親族ですけど、お話を聞いてみたかった。こういうところでしょうかね。

では、証人尋問も含めて、証拠の取り調べの関係をお伺いしてきましたけれども、引き続いて、論告、弁論のわかりやすさについて伺います。証人尋問ですとか、あるいは、被告人質問が終わって、証拠の取り調べが全て終わった段階で、検察官と弁護人の方から、お互いに意見ということで述べられます。それぞれについて、どのようにお感じになったのでしょうか。わかりにくいところがなかったのでしょうか。

あるいは、同じようなことをずっと繰り返されている、あるいは、冒頭陳述で思った疑問が解けた、そういったいろいろな御感想があるかもしれませんが、皆様の御感想はいかがだったでしょうかというところをお伺いしたいと思います。

7番の方、いかがでしたでしょうか。論告、弁論という、一番最後の検察官と弁護人が少し長目にお話をしている部分で、検察官の意見、求刑とかも、懲役何年とかいうのもあったかと思いますが、あの部分ですね。あるいは、先ほどおっしゃっていた、一番の被害者は誰ですかというお話とかが一番最後に弁護士さんの話に出てきたんでしょうか。

**裁判員経験者7**：はい、そうだと思います。その場面で特に疑問に思った点は、なかったと思います。

**司会者**：6番の方は、論告・弁論についていかがでしたか。

**裁判員経験者6**：内容が内容だったんですけど、別に違和感はなかったと思うんです。そんなにはっきり覚えていないんですけど。

**司会者**：わかりました。ありがとうございます。では、5番の方はいかがでしたか。

**裁判員経験者5**：質問の最中にも論点がぼやけているんじゃないかなみたいなお話をさせてもらいましたけども、それに基づいての最後のお話だったんで、私なりに、もう大体ある程度の結論は出していましたので、印象に残っているかという、そんなに印象は残っていないですけども、双方ともに今までの論点は、ある程度はまとめられていたんじゃないかなという気はします。

**司会者**：4番の方は、いかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者4**：そもそも懲役何年とかいうことについては、私がイメージしたよりもずっと懲役年数は少ない。有罪であれば、もっと5年やら、10年やら、そんな話なのかと思っていましたんですけども、検察側の方にしてもかなり突っ込んでも4年とか、弁護人は逆にもっと軽い方に言うのかなと思ったら、そうで

もなく、何となく歩み寄っている感じがして。量刑に対する認識がないものですから、その辺りの違和感があった方が印象が強いですね。

**司会者**：今のお話にも、少し絡むのかもしれませんが、次に、評議のあり方についてという話題で、論告、弁論が量刑評議に与えた影響についてということですが、量刑を考える上で役に立ったのか、そうでもなかったのか。あるいは、聞いたときに、率直にどういう御感想をお持ちだったのか、そういった辺りにつきましても伺えればと思います。

では、3番の方からお願いします。

**裁判員経験者3**：今、おっしゃられた弁論が、量刑評議に与えた影響という部分では、率直に思ったのは、こんなものなのかという印象がすごくあります。最初に検察官の方が、懲役何年と言われたときに、「あ、そういうもんなんかな」というぐらいにしか、その場では思わなかったです。後で評議の中で、ほかの裁判員さんの方と話している中で、こういうことをすれば、これぐらいの罪というか、刑というのを償ってもらわなあかんかなという部分が、自分の中でもわかってきたと言ったら変ですけど、見えてきたというのが、すごくありました。

**司会者**：評議の中で、おそらく量刑についてグラフのようなものを示されたと思うんですが、それと照らし合わせてみて、意味がわかってきた、そんな感じでしょうか。

**裁判員経験者3**：そうですね。その中で、この事件はこれぐらいが妥当というに変ですけど、前例でこういう部分と言われる部分で、その後に枠に当てはめていくという部分ですごくわかりやすかったという感じでした。

**司会者**：では2番の方は、いかがでしたでしょうか。検察官や弁護人の方がいろいろな点を強調されていたかと思うんですけれども、その辺りは印象に残って評議に引き継げましたか。

**裁判員経験者2**：論告に関しては、わいせつ致傷という事案で、こういう状況で

襲ったら、被告人が意図しなくても、どんなに危険な行動であったかというところをより強調して、論告をされているという点では、想像が及ばない部分がありますので、その辺りがよく理解できたと思います。

片や、弁論の方は、そういう状況であったとしても、それは被告人が意図したものではないとか、あと、その被告人が置かれていた状況ですね。その辺りのことをより強調されていて、強制わいせつ致傷という罪ではあるんですけども、その中でも、重いものなのか、軽いものなのかというのが、どこに着目するかで、違うというところが、両方の論告なり弁論を同じように聞かせていただくところで、幅がすごく広いものであるというのが、よく理解できたと思います。

**司会者：**では、1番の方、いかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者1：**論告につきましては、検察官の方が、最初の冒頭陳述をされたときのを、余りその意見を曲げないでというか、そのままの形でされたんですけども、弁論で、弁護士の方ですけども、最初のうちは、被告人の精神の異常のために、こういうことが起きたということで、無罪を主張しておられたんですけども、いろんな証人尋問やら、いろんなことを交わすうちに、最後の弁論では、無罪までいかななくても、軽い量刑でと変わっていったので、そのときに、思ったんですけども、軽い量刑でと言われたけれども、軽いといっても、やはり二人の子供を死なせているんですから、かなり重くなるんじゃないかなというのは、私自身は感じました。

**司会者：**では、論告、弁論に関連したお話は、以上で締めさせていただきます、評議のあり方という、もう一つの大きなテーマに移らせていただこうと思います。その中で、既に、論告、弁論が評議に与えた影響については、先程何人かにお伺いしたところですが、その他に、量刑資料を御覧になった御感想、あるいは、タイミングや分量、あるいは、量刑資料に関する説明について、何か御意見や、御感想などがありましたら、お伺いできればと思っています。

7番さんから伺っていきたいと思います。

**裁判員経験者7**：全く同じような事案がない中で、数ある量刑の例をなるべく近いものがないかなと探しながら、具体的に幾つも見せていただいて、簡単な説明に対して、その量刑という形で、ぱぱっと見ていったわけで、ちょっと頭がぼーっとなるぐらい結構たくさん、私たちは例を挙げていただいたなという印象がありました。で、全然想像できなかったものが、そういう具体例をたくさん挙げていただいたことで、徐々に定まっていくことができました。

**司会者**：今、7番さんがおっしゃったのは、グラフだけではなくて、個別にこれまでの裁判員の方がされてきた裁判の具体例なども幾つか御覧になって、いろいろ考えられたということですかね。

では、6番の方は、量刑の資料につきまして、何か御意見、御感想などありますでしょうか。

**裁判員経験者6**：プロジェクターで簡単に写してもらって、マトリックスみたいにして、夫婦間の問題とか、買ったものは刃物だとか、そういう判例でだんだん絞り込んでいってくれて、初めて参加する立場としては、すごくわかりやすいのかなと思いました。

けど、判例というのがあるから、何か最近よく凶悪事件とかで、一人殺したぐらいでは死刑にならないとかという話を考えると、そういう事件になったら自分でどうするんだろうなと思ったりするところがあります。

**司会者**：5番の方はいかがでしたでしょうか。量刑の資料などについてですけども。

**裁判員経験者5**：非常に資料的には、わかりやすかったと思います。あと、裁判官の方も非常に何事も面倒がらずに、いろいろ資料も出していただいたりして、非常に話も進めやすかったし、考え方もまとめやすかったと思いますし、量刑の決め方なんかも、これはすごい合理的で、今、会社で使っています。

**司会者**：今おっしゃった量刑の決め方というのは、多数決の仕方。



**裁判員経験者 5** : そうです。

**司会者** : 若干, 補足しますと, 多数決で上から順番に量刑が重い順に数えていて, かつ裁判員も裁判官も入っているところで, 多数決というルールを使っているんだということをおっしゃっているんですね。

では, 4 番の方, 量刑資料を御覧になって, いかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者 4** : はい, 7 番, 6 番, 5 番の方と意見は一緒です。先ほど申し上げましたとおり, 服役しているその期間, 例えば, 懲役 1 年ですと, どんなに猛省できるものなのか, そのところがわからない。おそらく, 裁判官の方もそんな経験ないでしょうけど, そのこの辺りが, 実際, 服役しないとわかんないなと思いました。

**司会者** : 4 番の方, 今, 判決の後の実際の刑の執行の場面のことをおっしゃっていたのかなと思うんですけど, その辺りは, 裁判官に質問などされましたか。

**裁判員経験者 4** : はい, ちょっと短いような気がしますと, 同じような質問をしたんですけども, いや, 結構大変なんですよ, これがという感じでした。確か, そう記憶にあります。

**司会者** : では, 3 番の方, いかがでしたでしょうか。量刑の資料について伺います。

**裁判員経験者 3** : 似た事案の部分をプロジェクターで見せてもらって, 同じ感じだと, これぐらいの量刑ですという部分を見せてもらって, 自分の中でやったら, 幅がすごく狭まったという印象を持っています。自分の中で, 変な言い方, 7 年から 4 年とかやったのが, 5 年から 6 年とかという部分の幅に狭まったというように記憶しています。その中で, 逆に考えると, 今まであった中で当てはめなあかんのかなという部分も, 自分の中には, そのときにあって, 自分は, やっぱりこれは違うやろという部分もあったんですが, いろんな人の話を聞く中で, 自分の意見として, 落ちついたという部分はありました。

**司会者** : では, 2 番の方は, 量刑の資料につきましていかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者 2**：漠然と3年とか5年とか、どれぐらいだと思いますかという、長さへの判断を求められるのではなくて、まず、実刑か執行猶予をつけてあげてもいい事案なのかという二者択一が、まず出てきて、実刑であれば、例えば、初犯であって、こういう事例であれば、ここまでしたら、実刑ですよというような事例を幾つか見せていただくことで、判断がしやすかったです。

漠然とした中から、進んでいくよりも、まず二つの中で、どう思うか。執行猶予がつく中でもその執行猶予期間の意見が出たままで、3年と5年、3年だったら、こういう形、5年であれば、こういう形というふうに、何度も選択肢を狭めていっていただいて、プロの方から、資料も提供していただいて、考え方を整理していただけるというところが、非常に良かったかなと思いました。

**司会者**：今、お話を伺うと、実刑か執行猶予かが一番大きな枝分れの事件だったというような印象を受けるんですけども、その辺りは、審理が始まった、例えば、冒頭陳述の段階などから、そこが分かれ道になりますというようなお話は、聞いておられたのでしょうか。

**裁判員経験者 2**：はい、論告の方では、当然実刑というものでしたし、弁論の方では、執行猶予をつけてくださいという内容でしたので、このところは、最初から割と理解できていた部分ではありました。

**司会者**：冒頭陳述の部分から、既に出ていたのでしょうか、あるいは、一番最後の論告とか弁論の部分で。

**裁判員経験者 2**：ちょっとすいません。そこは記憶がありません。

**司会者**：それでは1番の方に伺いますけども、量刑の資料の関係で、分量ですとか、タイミングですとか、あるいは御説明の内容について、何かございますか。

**裁判員経験者 1**：最初に一般的な量刑が、これぐらいの罪を犯すと、これぐらいからこれぐらいとか、細かくいろいろお聞きしまして、そういうものなのかなと思っていたんですけども、私の事案では、証人尋問の中でも、被告人の御主人とか、お母さんが、減刑を求めておられたんですけども、確かに、自分

の我が子が、孫を殺したんだけど、すごいそのお母さんの気持ちとといいますか、御主人の気持ちとといいますか、そんなんがすごく、どんな感じになるんだろうとか、思っていましたけど、量刑のことに関しては、割とその場にいた裁判員の意見を出したり、いろいろ出尽くしまして、大体のところで落ちついたんで、資料を見せていただいて、参考になったと思っています。

**司会者：**では、最後になります。これから裁判員となられる方へのメッセージということで、皆さんから、お一人ずつ、全般的な感想、印象なども含めまして、これから裁判員裁判に参加される方に対するメッセージなどがございましたら、一言ずつお願いできればと思います。

では、1番の方から順に、これから裁判員になられる方へのメッセージを、よろしくお願ひいたします。

**裁判員経験者 1：**事案にもよると思いますが、1人の意見で、その人の刑が決まるわけでは決してないと思いますので、専門家じゃない見方もあると思うので、そういう違った考えで見ることができたらいいんじゃないかなとも思いますし、その反面、もしかしたら、一人の人の人生を変えることに自分も加担しているのではないかととも思います。

でも、裁判員制度というのは、あってもいいものではないかと最終的に思います。

**裁判員経験者 2：**事件にかかると、被害者も加害者も、それを取り巻く人たち、皆、不幸になってしまうというところが、かかわった裁判も、ほんとに地方紙に少し小さく出る程度の事件だったんですけれども、やっぱり実際裁判にかかわることによって、それを取り巻く人々が心に傷を負ってしまったり、不幸になってしまったりというところを、痛切に感じました。

そういう意味で、ぜひこういう経験を若い方にもしていただければなとも思いました。参加するまでは、裁判員というのが、ある程度社会的経験値が高くないといけないんじゃないかと思っていたんですけれども、これから人として、

成長する中でも、プラスとなる経験であったと思います。

ただ、逆に、被害者の方の心情に非常に引きずられるという部分があつて、強制わいせつで、致傷がついたので、裁判員裁判の対象の事件となっていますけれども、裁判員裁判となることによって、被害者の方も、裁判に立ちにくくなるというようなことを考えると、例えば、そういうことが本当にあるのかどうかわからないんですけれども、裁判員裁判にならないように、例えば、この4番の方、5番の方のように、被害者の方が10歳である未成年の方がそういう被害にあっているというような場合、裁判員を選出する中でも、事件の概要というのを、ある程度多数の方の目に触れる機会がありますよね。そういうことを、嫌われるというか、どうしてもそういう裁判に耐えるだけでもかなりの勇気の要ることだと思うんですけれども、さらに、それは、裁判員裁判でもって、専門家じゃない多数の方の目に触れる、もしくは、また、こういう討論会で、また蒸し返し話題にされることを、すごく避けられるがために、本当の、もっと重い致死傷であるとか、もっと重い罪を科したい事案であっても、何とか早く記憶から消し去りたいというか、いろんな人にこのことを知られたくないというようなことから、あえて強制わいせつでの刑の求刑になったりしていることも果たしてないんであろうかというところでは、私の事案、その被害者の方御自身が裁判に立たれていましたけれども、それでも、私が受ける以上に、被害者は、心に傷を負っていましたし、それ以上の被害、例えば、これが、強姦とかとなったら、とても、この裁判の中には、出てこられなかったであろうなというところを思うと、この裁判員裁判の難しさというのは、とてもいい制度で、ぜひ若い人にも参加していただきたいし、この貴重な経験であったというプラスのことも思うんですけれども、反面、そういうことも思ってしまいました。

**裁判員経験者3**：私自身は、最初に裁判員に選ばれたという部分では、すごく心がどよんとした、すごく気が重かったと思っています。いざ、こちらの方に来

て、審理を進めていく中で、すごくやりやすいし、次の日も来たくないとは思わなかったの、そのときの裁判官の方々の、その場の和ませ方であったりとか、評議の流れの部分で、すごくやりやすかったというイメージを持っています。

だから、最初の僕が持っていたイメージが、すごく裁判員裁判というのは、すごく大きな堅くごつごつしたイメージを持っていたんですが、自分が経験した後、今、言える部分では、すごく丸く感じている部分があるので、これから裁判をされる方にも、そういう部分をわかるように話していきたいなと思っています。

**裁判員経験者 4**：裁判員裁判制度は、司法の見える化という意味では、非常に意味のある仕組みだと、私は思います。さらに、裁判員に選ばれる確率からしても、1万人分の1ですかね、そういうことも含めて考えると、めったに関わる機会がないのは残念なんですけども、だからこそ価値があるかなと思います。

裁判員になられる方については、裁判員の方々の意見を、自分の意見に照らし合わせながら、社会を勉強していただけたらいいんじゃないかなと思うんです。それが、自分のためでもあり、きっとどこかでその経験がいい方向に行くようになると思います。

できたら、もう少し、こういう経験ができる回数、頻度が上がれば、いいなと思いますけれども。

**裁判員経験者 5**：皆さんの話で、出尽くしちゃったんですけども、非常にいい経験をさせていただきましたので、特に若い人たちに対して、今後のためにも、これってすごくいい経験だなと思います。いい制度だなと思います。

ただ、反面、これも2番の方がおっしゃられたんですけども、ケース・バイ・ケースってあり得ないのかもわかんないですけども、特に女性にとってのわいせつみたいなことに対しては、ほんとは知られなくてもいい裁判員に対して、知られてしまうという部分もあるわけですから、その辺の配慮なんかは、

ちょっと違う形でとってやった方がいんじゃないかなという気はします。

**裁判員経験者 6**：行きたいって言って、裁判に参加できるわけじゃないので、こういう経験で、多分、望んでもできない経験なんで、こういう経験ができたというのは、年をとってからでも、すごく一つまた勉強になったなと思うし、実際の裁判に参加してみて、いろんな人がいて、傍聴が誰でも自由にできるとかということも知ったし、だから、もっと多くの人にこういうのは、経験してもらったら、いいのかなと思うし、僕がもっと若かったら、そんなことは面倒くさいとか、忙しいとかって言って、行きたくないなと思うのかもしれないんですけど、でもそういう経験を若いときに、もっとみんなに数多く機会を与えてあげたらいいのかなと思います。

裁判に実際に参加してみて、評議とかそんな人も裁判官の方から上手に話しやすくしてくれるんで、全然怖がらなくていいと思うんで、これから参加する人には、どんどん進んで参加してほしいと思います。

**裁判員経験者 7**：これまで、法律ですとか、司法に関する知識が全然なく、こんな私でも裁判員として、協力することができたので、それは、これからは、候補者の名簿に載ったよという人が現れたら、ぜひ経験してみたいと思います。

ただ、平日に行われるというところが、ハードルを高くしているのかなという気はします。傍聴するにしても平日ですし、土日、お休みを取られやすい方がほとんどなので、何とかならないものかなと思います。

**司会者**：皆さんから感想などを伺ったところですけれども、ここで、法曹三者の方々から、皆さんの御意見や御感想をお伺いした上での、御感想、あるいは、御質問ということでお受けしたいと思います。

**検察官**：貴重な御意見を本当に皆さん、ありがとうございました。

しっかり参考にさせていただいて、今後に活かしていきたいと思います。感想といいますと、そこに尽きるかなと思いますけれども、いろいろな御意見の

中で、検察官の主張、立証活動の中に、こういう点があれば良かったというお話で、御家族間の事件の場合に、家族の話を聞きたかったというお話もいただきましたし、一方では、写真等があったので、そこでわかりやすかったという、良かった面も意見をいただきましたので、わかりやすさということは、本当に大事だということも、皆さんの生の意見を聞かせていただいて、非常に実感したところですので、繰り返しになりますが、今後に活かしていきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

**弁護士**：本日は、ありがとうございました。

先ほども申し上げたのですが、冒頭陳述で、ポイントのメリハリをつけるというのが、参考になりました。

また、7番さんからの御意見の「一番の被害者は誰ですか」ですが、私も、今、お話を聞いて、7番さんに共感しました。でも、担当している弁護人は、何か月も、場合によったら1年も被告人と一緒にいて、ちょっと同化し過ぎているのかもしれない。もしかしたら、もうちょっと、距離を置いて第三者的に見るということが、必要なのかもしれないなど、改めて勉強させていただきました。

弁護士会の方でも、持ち帰って、参考にさせていただきたいと思えます。

本日は、貴重な御意見、誠にありがとうございました。

**裁判官**：本日は、積極的に有意義な御意見をおっしゃっていただき、どうもありがとうございました。

こういう理解でいいのかわかりませんが、ちょっとわかりづらかったところも、評議室に戻って、裁判官が一応説明してくれたら、内容がわかったという意見もあったと思うんですけど、裁判員裁判の理想とするところは、法廷でのやりとりによって、そこで、事件についての心証を固めてほしいというのが理想で、評議室に戻って、裁判官がいろいろ検察官、弁護人が出した証拠を解説

したり、こういうふうを考えるのでしょうかというのは、ちょっと違うところもあるのかなと、思っています。

法廷で、聞いた段階で、全てが理解できるような訴訟活動を当事者がすべきなのかなと。そうするためには、証拠の作り方の問題なのか、それとも公判前整理手続で、争点の絞り方の問題なのか、そこら辺をもう一回考えてみたいなどというふうに思いました。特に、検察官、弁護人の最後の主張である論告、弁論が余り記憶にないというのは、どうなのかと今回思いました。裁判所も含めて、法曹三者で一度検討して、今後に活かしていけたらなと思います。

どうもありがとうございます。

**司会者：**では、これから、報道関係者の方からの質疑応答ということで、進めて参りたいと思います。

まず、事前にいただいている質問が、「判決を導く中で、大変だと思ったところ、どんなことに悩んだかというところを、守秘義務に抵触しない範囲でお願いします」ということですので、1番の方から順番に伺っていきたいと思います。

**裁判員経験者 1：**先ほどからのお話の中にもちょっと出ていたと思うんですけども、判決を導く中では、私の中では、どんな理由であれ、我が子を殺害するというのは、やっぱり許せないという思いがあったんですが、ただ、被告人が、それをした記憶もないということなので、その人に対しての量刑を決めるというのは、すごく難しかったと思っております。

**裁判員経験者 2：**大変だと思ったところは、裁判員の方といろいろお話をさせていただくんですけども、犯人側に立つというか、ちょっと同情するような意見を言うときに、非常に言いにくいというのがあります。その中で、ちょっと救われた、裁判官の方の言葉があったんですけども、犯罪を犯している段階で被告人が悪いのは当然だと。

ただ、その犯した罪の重いか軽いかを判断するのが、この場ですというふう



に助言いただいたことで、ちょっと気持ちが楽になったかなというところがありました。

で、例えば、これが、それぞれ参加されている方の良識も倫理観も違う中で、一つの答えを導いていく中での、多数派じゃなくなった場合に、本当に自分の意見がちゃんと言えるんだらうかというところの葛藤が一番大変だったかなと思います。

**司会者**：さまざまな見方の方がいらっしゃるということなんですかね。今、おっしゃったのは。

**裁判員経験者 2**：そうです。犯人の被告人の肩を持つという意見が、そういう場では言いにくいというところですね。

**裁判員経験者 3**：私がかかわった部分は、執行猶予になるか、実刑になるかという部分の判断の中で、自分がそこを判断していいのかなというのが、一番最初に思った部分です。

執行猶予がつくと、裁判が終わったら、変な言い方すると、普通の生活に戻られる。実刑になると、裁判が終わった後には、普通の生活に戻れないというのがあった中で、自分がそれを判断して、いいのか悪いのかと、そういう部分をすごく感じているし、今現在でも、自分が出した考え方が正しかったのかどうかという部分というのは、自分で答えが出ていない部分があります。ニュースとかで、よく裁判員裁判のニュースとか見ていると、一番の死刑まであるんですかね。変な言い方をすると、自分がその事案に当たらなくて良かったなと思ってしまう部分があるし、逆に、そのニュースを見ていると、この事件の裁判員をされている方は、すごく大変だなと思ってしまう部分があります。

**裁判員経験者 4**：これぐらいの人数で議決するケースって、町内会にしる、私も、まだ会社員なんですけど、会社のそういうのにしる、少数派になったとしても、頑張れる、自分はよく知っているから、頑張れるというのは、言えるんですけども、こと、この裁判の判決に関していうと、どちらかという、プロ対アマ

チュアという感覚，学校の先生のイメージがどうしてもありまして，先生が言うことは，多分間違っていないだろうなみたいなところで，迷ったというか，あるいは，場合によっては，法廷でわからないことを，先ほど話ししてくれたように，わかりやすく解説してくれるところで，意見が引きずられていく。それが一番怖いんじゃないかと。そういう判断しかできないのが，まだ今の実力になるのかもしれないなというふうに，その辺りが，まだ悩みかなと思います。

**裁判員経験者 5**：判決を導く中でということは，いろんな意見の中で，いろんな人の意見を聞きながら，自分が常識だと思っていたことが，少し常識じゃなかったというようなことを判断しながら，迷いながら判決を自分の中で導き出したということがあります。

**裁判員経験者 6**：最初にも言いましたけど，娘さんが，出廷されなかったという話があって，7番さんと一緒に，その当時の娘さんの手紙を紹介されたんですけど，判決のときに，今，娘さんが許すと言っていたら，被告人がより罪を償いやすい，すぐに戻れる環境にあるのかなと思って，執行猶予だけとするのか保護観察を付けるのかを，ちょっと悩みました。

**裁判員経験者 7**：判決を導く中で，大変だと思ったところは，実際，放火をした現場を，燃え跡しか見ていなくて，防犯カメラとか何かがあって，再現された映像を見たら，すぐわかることなんですけど，被告人の方と，その身内の方，娘さん，それぞれの意見を基に，立体的に少し前にも申し上げたんですけど，時系列に組み立てて，どういうふうに，そういうことが及んだのかというのを頭で整理していく，何パターンも考えられるという想像上の中で，考えていくしかなかったのが大変だと思いました。

どんなことに悩んだかなんですけど，どうしてもその被告人の方の生い立ちですとか，今まで何も刑をそういうことを一切されてこなかった，真面目に生きてこられた方で，ただ，ちょっとかっとなりやすい，で，その事件当時も，ちょっとかっとしたことで，及んでしまったことが大事に至ってしまい，そう

いう心情ですとか、当時の被告人の方の思いに感情移入してしまったときがあって、そこをコントロールして、ほかの裁判員の方の意見も冷静に聞き、やっぱり、ことに及んだ事実の重大さということが、どれだけ大きかったかということ、実際かんがみて、自分なりに悩んで、そこはちょっと大変だったんですけども、最終的に裁判官の方の、プロの方の意見が聞けたので、そこですとんと自分の中でも答えが出せたので、良かったかなと思いました。

**司会者：**あらかじめいただいている問題といたしましては、以上ですけれど、もう少しだけ時間がございますので、記者の方からいかがでしょうか。

**記者：**本日は、貴重な機会をありがとうございました。

皆さんは、非常にいい経験だったという感想をいただいたんですが、その一方として、裁判員の辞退率が、今、非常に高くなっていて、私の記憶が正確じゃないかもしれないんですけども、そもそも選任の場にも来ない人が非常に多いという現状があると、特に、3番と7番の方にお伺いしたいんですけども、3番の方は、最初気が重かったとおっしゃられて、もしかしたら、裁判員の選任に来なかった、あるいは、辞退される方の気持ちがわかるかもしれないので、どういった対策をすれば、そういう事態を防げるのか、お聞きしたい。

7番の方に関しては、平日に来られるのは、非常にハードルが高かったと。これは、ずっと言われていることかもしれないんですけども、突破口になるのかもしれないと思うので、ぜひ、まさに市民感覚の目線で御意見をいただけたらと思います。

**裁判員経験者3：**経験して、こんなもんかと思えた部分があるので、そういう部分をもうちょっと、世間一般の人にわかるように、わかりやすく、「裁判員裁判で、やってもらうことは、こういうことですよ」という部分が表にもっと出てくれば、ハードルが下がって、もっと参加される人が増えてくるのではないかなと思います。

今の時点だったら、することは重く大きなことなんですけど、実際、来て何

かをするという部分というのは、すごくやりやすい、難しいことではないという部分を、もっと表に出していけば、そういう部分も減っていくのではないかなと思います。

**司会者**：今、御指摘いただいた部分というのは、裁判所の広報のような部分と、あるいは、報道のような部分と両方かかってくるのでしょうか。

**裁判員経験者 3**：報道というか、裁判員裁判の制度の中で、もうちょっとわかりやすくと言ったら変ですけど、中身の、守秘義務以外の部分でこういうことをします、こういうことがありますという部分をわかりやすくしていくと、中がわかってとつきやすいし、参加しやすいと思うんです。今だと、すごくガラス張りになっていないというか、中が見えにくい部分があるので、それをもうちょっと、中が見えやすくなると、ハードルが下がるんじゃないかなと思います。

**裁判員経験者 7**：やはり、土日祝のお休みの方がほとんどですし、学生さんも何かと平日授業があつたりで、連続してというのは、かなり単位ですとかにかかってくると思いますし。

もしあなたが選ばれたら、この日、この日、この日になりますよと、実際、事前にお知らせしていただいていたので、調整はしやすかったんですけども、そこでやはり辞退者が多数出るというのが、お仕事の難しい方が多いのかなという印象で、自分が行ける日をその時点で答えるとか、ワンクッションぐらい、考えようによっては、できるのかなという感じはします。

**司会者**：時間になっておりますので、この辺りで、この意見交換会を締めさせていただきます。

裁判員経験者の方々には、長い時間にわたりまして、意見交換会に御参加いただきまして、ありがとうございました。

本日、お聞かせいただいた貴重な御意見を参考にさせていただきながら、当庁におきましても、裁判員裁判の運用をよりよいものとし、より充実したわか

りやすい裁判ということを実現をしていきたいと思うところです。

本日は，御協力いただきまして，誠にありがとうございました。